

老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、原則65歳から給付されます。

▼老齢基礎年金の受給要件

保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上ある場合受給できます。

また、60歳までに受給資格期間を満たしていない場合は、65歳までの方から任意加入できます。

▼令和8年度の年金額

20歳から60歳になるまでの保険料を満額納めた場合年間84万7300円※保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。

▼請求手続き

①65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから年金の請求手続きのご案内および年金請求書が事前送付されます。

・受給開始は原則65歳から
ご希望の方は、年金を受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。

・繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給できます。ただし、年金額が減額されます。

・繰下げ受給：66歳以降に繰り下げて受給できます。なお、年金額が増額されます。

※受給時期は1度決めたら変更できません。

※詳細は、土浦年金事務所または役場保険年金課までご相談ください。

※共済組合に加入していた方は、加入していた共済組合にご相談ください。

②「年金請求書」を役場保険年金課または土浦年金事務所に提出します。必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出してください。

※添付書類は配偶者の有無や年金加入状況により異なりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤルにてご確認ください。

▼年金事務所の予約について

年金事務所への来訪相談や年金請求に関する手続きには予約が必要です。「予約受付専用電話」にて予約ください。

▼問い合わせ

・土浦年金事務所 お客様相談室
（土浦市小松1-3-33 ハトリビル1・2階）
☎029・825・1170

自動音声に従って【1】のあとに【2】を押してください。

・予約受付専用電話

☎0570・05・4890

・ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

・保険年金課 医療年金係
（年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】のみの方）
☎68・2211（内線177）

後期高齢者を対象とした無料歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

▼実施期間

9月1日（火）～12月31日（木）

※ただし、歯科医院の休診日は除きます。

▼対象者

茨城県の後期高齢者医療制度の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方。

①昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方

②昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方

③昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方

※対象者には、8月下旬頃に案内を送付します。（長期入院・施設入所者などを除く）

▼受診回数

1年度につき1回



▼健診内容

- ①問診
- ②歯の状態
- ③咬合状態
- ④口腔衛生の状態
- ⑤口腔乾燥の状態
- ⑥歯周組織・粘膜の状態
- ⑦口腔機能評価
- ⑧呼吸の異常
- ⑨指輪つかテスト
- ⑩反復唾液嚥下テスト
- ⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドキネシス）
- ⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

▼受診場所

案内に同封の「実施歯科医院一覧」に記載のある歯科医院

▼受診方法

①実施歯科医院に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて予約してください。

②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）または資格確認書など、受診券、受診票、歯ブラシを持参して受診してください。

▼問い合わせ

茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 保健事業係
☎029・309・1212